

申請受付～利用許可までのご案内

申請受付

申請受付は、毎月1～15日です。町営農園を利用希望する方は、町営農園利用許可申請書(様式第1号)を環境経済課に提出してください。(15日が閉庁日の場合、翌開庁日が提出期限です。)

利用者及び利用区画決定のための抽選

利用者及び利用区画は、抽選により決定します。(継続者は引き続き現在使用の区画をご利用いただきます。)

抽選は見学可能であり、くじ引きを申請者ご本人が行えます。欠席者の分は担当職員が代理でくじを引かせていただきます。また、見学の有無は、抽選の当落と一切関係ありません。抽選日時については、見学希望者に別途ご案内します。

利用許可・不許可のお知らせ

抽選後の結果については、通知によりお知らせします。

●当選した方→町営農園利用許可通知書 及び 納入通知書 を送ります。

許可通知書に記載されている利用期間の開始日から農園を利用することができます。

使用料は、納入書に記載されている納期限までにお支払いください。

※納期限までに納付がない場合は、利用許可を取り消します。

「赤岩ふれあい農園貸付条件」をよくお読みの上、農園をご利用ください。

●落選した方→町営農園利用不許可通知書を送ります。

キャンセル待ちはありません。今後、空き区画が出た場合、町ホームページに掲載しますのでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。